

論文審査の結果の要旨

申請者 市田 知子

1999 年に施行された食料・農業・農村基本法には、農業の有する多面的機能の充分な発揮がうたわれ、これを受けるかたちで 2000 年度からは、中山間地域の農業に対する直接支払制度がスタートした。こうした中山間地域政策の理念と手法の検討にさいしては、すでに四半世紀の歴史を持つ EU の条件不利地域政策が多くの点で参考にされた。本研究は、この EU 条件不利地域政策の方法と意義について、主としてドイツにおける制度の変遷と運用の実態を分析することを通じて明らかにしたものである。旧西ドイツは、イギリスと並んで条件不利地域政策発祥の地として知られている。

論文は全体の要約である最終章を含めて、7 章から構成されている。第 1 章では、先行研究について整理を行い、本研究が連邦レベルにとどまらず州レベルの制度分析にまで及ぶ点、他の農村地域政策との補完・代替関係に分析が及ぶ点において、既往の調査研究の空白領域を埋める意義を持つことが述べられる。第 2 章においては、ドイツに関する詳細な制度研究に先立って、EU の条件不利地域政策の背景にある共通農業政策の軸足の変化をトレースしている。すなわち、80 年代半ばに生じた選別の構造政策の後退や、90 年代初頭に断行された価格支持政策の改革の余波を受けつつも、条件不利地域政策は総じて安定的に推移し、全体として北部の加盟国に大きく裨益する政策であったことを明らかにしている。

第 3 章では、ドイツの農業構造政策の展開を跡づけるとともに、政策の意図とは異なり、多就業化によって農民的な家族経営が維持される関係の強まったことが、統計データの分析を通じて明らかにされる。また、こうした農家の経済構造の変化を背景に、90 年の東西統一を契機として、冷戦下に形成された「農民的家族経営」像のイデオロギー的色彩が希薄化し、多面的機能や農業の多角化が農政の理念として浮上したことが指摘されている。第 4 章では、ドイツの条件不利地域政策の展開過程が整理されている。すなわち、75 年のスタート時の基本制度、80 年代半ばに行われた指定地域の拡大、92 年共通農業政策改革による環境条件の追加的導入、EU 構造基金による農村政策の反射効果に着目しつつ、制度の変更について詳細な分析がおこなわれている。

第 5 章と第 6 章は、州レベルの制度の構造とその効果に関する分析に当てられている。研究の

対象として取り上げたのは、バイエルン州とバーデン・ヴェルテンベルク州のふたつである。

まず第5章においては、条件不利地域の直接支払の持つ所得形成上の意義について、経営のタイプによる比較を交えながら明らかにしている。すなわち、とくに92年改革以降、条件良好地域ないしは畑作経営の農業所得と草地型畜産経営からなる条件不利地域の農業所得の格差は拡大している。また、地域の農業者団体の圧力の強弱によってその度合いは異なるものの、条件不利地域直接支払の格差は正効果が次第に低下していることも明らかにされた。続く第6章では、第5章と同様にふたつの州について、EU構造基金による農村地域政策（目標1と目標5b）の機能を運用レベルの情報によって明らかにし、条件不利地域政策との関係を吟味している。すなわち、構造基金による農村政策は主としてインフラストラクチャに対する投資である点で、フローの所得政策である条件不利地域政策を補完する性格を持つこと、しかし同時に、多極分散型の国土形成がはかられ、農村の混住化が広範囲に進むことで、次第に農村地域政策のウェイトが高まり、条件不利地域政策はバイエルン州の山間地域などのごく限られた地域にのみ有効な施策となる可能性が高いことを指摘している。

以上を要するに、本論文はドイツを中心にEUの条件不利地域政策の特質について、州レベルの詳細なデータ分析によって明らかにしたものである。本論文は、政策の持つ所得格差は正の効果や農村地域政策との補完・代替関係の分析結果をはじめとして、いくつかの新知見を明らかにするとともに、わが国の中山間地域政策の今後の展開にとっても有用な情報を含むものであり、学術上、応用上寄与するところが少なくない。よって、審査委員一同は本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。